

クラルテ保育園 運営規則

第1章 総 則

(名称及び所在地)

第1条 一般社団法人アンジュの会が設置するクラルテ保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 クラルテ保育園
- (2) 所在地 東京都世田谷区世田谷 1-19-9

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 クラルテ保育園は児童福祉法に基づいて、第二種社会福祉事業として、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 クラルテ保育園は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「入所児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 クラルテ保育園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、入所児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 クラルテ保育園は、入所児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、入所児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 クラルテ保育園は、東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育等の内容)

第3条 クラルテ保育園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）に基づき、次に掲げる保育等の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第17条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) 食育を含む食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) 延長保育事業
- (6) その他保育に係る行事等
- (7) 職場体験・ボランティアの受け入れ
- (8) 健康支援

(9) 小学校との連携

(保育目標及び基本理念)

第4条 クラルテ保育園の保育目標及び基本理念は以下のとおりとする。

運営理念

子どもにとっての最大の保育環境は私たち保育士(職員)です

◎0歳から就学前までの子育てを総合的に支援する

保育方針

◎多様なニーズに応え、安心安全に預けられる保育

◎子どもたち、一人ひとりの個性を尊重し長所を伸ばす保育

◎常に家庭的環境を意識し、人間形成の基礎を養う保育

◎豊かな感性を持ち、主体的・意欲的に生活し、自分を表現できる子どもに育てる

◎仲間や周りの人々の存在を大切に思い、協力し助け合い喜びにできる子どもに育てる

保育目標

◎個々の生命の維持と情緒の安定を図る

◎基本的な生活習慣を身につけられるようにする

◎生活や遊びの中で物事をよく見つめ考え探求する心を育む

◎心身ともに健康で思いやりのある子どもに育てる

第2章 職員及び職務

(職員ならびに園長の職種及び員数)

第5条 クラルテ保育園には次の職員を配置する。なお、職員数は、条例第46条第2項に定める基準を下回らない数とする。

園長 主任保育士 保育士 事務員 栄養士
調理員 看護師 嘱託医

2 前項に掲げる者の他、必要に応じその他の職員を置くことができる。

3 東京都児童福祉法施行条例に規定する基準を遵守した上で、基準以上に配置することができる。

(職員の資格)

第6条 園長を除く職員は、条例第6条に該当する者のうちから園長が任命し、施設の長たる園長は理事会の同意を得て代表理事が任命する。ただし、保育士については、児童福祉法第18条の6第1項のいずれかに該当し、かつ法第18条の6の規定により、保育士の登録を受けた者であることを要する。

(職員の職務)

第7条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、入所児を全体的に把握し、園務を司る。
- (2) 主任保育士は、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
- (3) 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 事務員は、園内 諸業務及び会計事務に従事する。
- (5) 栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、クラルテ保育園の食育に従事する。
- (6) 調理員は献立に基づく調理業務及び食育に関する活動に従事する。
- (7) 看護師は子どもの健康管理、園内の衛生管理、感染症の対応及び保育補助に従事する。
- (8) 嘱託医及び歯科嘱託医は、入所児の健康管理業務を行う。

2 月に1回以上、職員全体の会議を開催し、職員全員が常に保育園全体を把握できるよう努めなければならない。

(職務の心得)

第8条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

2 職員は、職務上知りえた入所児及び児童家庭環境等の個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

第3章 文 書

(文書の取り扱い)

第9条 当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) 保育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した保育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 市区町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 保育所児童保育要録 | 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存 |

第4章 定 員

(認可定員)

第10条 クラルテ保育園の認可定員は46人とし、クラス編成は次のとおりとする。

- (1) 0歳児 6人
- (2) 1歳児 8人
- (3) 2歳児 8人
- (4) 3歳児 8人
- (5) 4歳児 8人
- (6) 5歳児 8人

第5章 利用の開始及び終了

(利用の開始に関する事項)

第11条 クラルテ保育園は、世田谷区から保育の提供について委託を受けたときは、これに応じるものとする。ただし、利用開始時において、生後57日に達した児童であることを要する。

(利用の終了に関する事項)

第12条 クラルテ保育園は、次の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 入所児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (2) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

第6章 入所児の処遇

(平等の原則)

第13条 クラルテ保育園は、児童又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は保育に要する費用を負担するか否かによって差別的扱いをしない。

(利用者負担その他の費用の種類)

第14条 クラルテ保育園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた世田谷区に対し、世田谷区の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

2 前項に掲げるものの他、保育に必要な経費として別表1に定める費用を保護者より徴収できる。

(保育を提供する日)

第 15 条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間等)

第 16 条 保育を提供する時間は、次に定める範囲において、保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、平常の保育時間を超えて保育が必要な場合には延長保育を行う。

(1) 開所時間 7 時 15 分から 18 時 15 分（月曜日から土曜日）

(2) 延長保育

保育標準時間認定 18 時 16 分から 20 時 15 分（月曜日から金曜日）

2 延長保育は、家庭の状況などによって保護者から申出を受けて行い、別表 2 に定める延長保育利用料を保護者より徴収する。

(登降園)

第 17 条 登降園については、原則として保護者が付き添うものとする。

(保育内容)

第 18 条 別に定める保育計画に基づき、各々の年齢・発達に応じた保育を行う。

(虐待の防止のための措置)

第 19 条 クラルテ保育園は、入所児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等、次のような措置を講じるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

(3) その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、入所児に対し、条例第 10 条及び第 11 条の規定により、次のような身体的苦痛又は精神的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

(1) 殴る、蹴る、体罰等、直接入所児の身体に外傷を与える行為

(2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為

(3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること

(4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為

(5) 食事を与えない又は無理に食べさせること

(6) 入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと

(7) 乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること

- (8) クラルテ保育園を退所させる旨脅かす等、言葉による精神的苦痛を与えること
- (9) 性的な嫌がらせをすること
- (10) 当該入所児を無視すること

(児童虐待防止法遵守)

第 20 条 職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関及び世田谷区に通報するものとする。

(家庭連絡)

第 21 条 クラルテ保育園は、入所児の保護者と常に密接な関係を保ち、入所児の日々の様子や成長、保育園の運営及び保育方針について、連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園便りなどを通じて保護者に知らせるとともに、保護者の理解と協力を得るものとする。

(行 事)

第 22 条 日課及び年間行事は別に定める。

(欠 席)

第 23 条 入所児が欠席する場合には、保護者は口頭又は書面で園長に届け出ること。

(休 園)

第 24 条 入所児又は入所児の同居家族に伝染病などが発生し、他の入所児に感染の恐れがあると園長が認めた場合は、休園を命じることが出来る。

(健康管理)

第 25 条 園長は常に入所児の健康に留意し、入所時及び年 2 回以上の健康診断を実施し、その結果を記録しておかなければならない。

2 職員の健康診断は年 1 回以上、調理員等給食関係者及び調乳業務を行う職員は、毎月検便を実施するものとする。

(要望・苦情等)

第 26 条 クラルテ保育園は、利用者からの要望・苦情に対し、適切かつ円滑な解決に努めるため、体制の整備やマニュアル等を作成するとともに、利用者に対し、苦情解決の仕組みについて周知することとする。

第7章 非常災害対策等

(非常災害対策)

第27条 クラルテ保育園は、非常災害に備え、入所児の安全を確保するための具体的なマニュアル等を作成することとする。

2 クラルテ保育園は、マニュアル等に基づき、入所児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、入所児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 クラルテ保育園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 クラルテ保育園は、前項における訓練の結果を踏まえ、マニュアル等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(緊急時における対応方法)

第28条 クラルテ保育園の職員は、保育の提供を行っているときに、入所児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は入所児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、世田谷区及び入所児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 クラルテ保育園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

第8章 そ の 他

(子育て家庭に対する支援)

第29条 クラルテ保育園は次の地域育児事業を実施する。

(1) 育児・子育て相談

(2) 体験交流

(3) 世代間交流

2 前項に掲げる事業に関する実施方法に関しては、園長が状況を見極め、クラルテ保育園の発行する案内にて告知する。

(記録の整備)

第30条 クラルテ保育園は、保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(運営委員会)

第 31 条 保育園に、保育園の運営に関する事項を審議するため、クラルテ保育園運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 章 雑 則

(本規則の改廃)

第 32 条 この規則を改正、廃止するときは、理事会にて承認を得るものとする。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 6 月 15 日改訂

令和元年 10 月 1 日改訂

令和 6 年 9 月 1 日改訂

別表 1（第 14 条関係）

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

費用の種類	支払を求める理由	金 額
副食費（3 歳児以上）	副食の提供の為	月額 4,800 円
園外活動費	公共機関を利用	実費相当

- 1 実費額を徴収する際には、利用者へ別途、支払いを求める理由及び金額を通知する。
- 2 費用の種類の詳細について、保育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、使途及び支払いを求める理由を保護者に説明し、同意を得た上で負担を求めることができる。
- 3 利用者負担金に関する口座振替手数料は実費を親御負担とする。

別表 2（第 16 条関係）

延長保育利用料

利 用 時 間		金 額
保 標 準 時 育 間	18 時 16 分から 20 時 15 分	月極 1 月あたり（1 時間）：3,000 円 月極 1 月あたり（2 時間）：6,000 円 スポット 30 分あたり： 400 円 ※上記金額には捕食を含む。 ※月極の方は 6,000 円が上限とする。

- ※基本的に、夕食はご家庭で食べるものとする。
- ※定員外の延長保育利用料は 1 時間あたり 1,000 円とする。
- ※利用者負担金に関する口座振替手数料は実費を親御負担とする。